

暮らし・地域

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

地域でたっだいま活躍中!安全・安心な地域づくり!

連載

自治会トピックス

さがみ野第一自治会

さがみ野第一自治会の紹介

当会は以前、隣の自治会と共催で毎年度7月に「ふれあい納涼祭」を開催して... 令和元年度に終了を余儀なくされました。コロナ禍が収束に向かった令和4年度に自前の「お祭り」を復活させたいと有志6人が集まり、子どもを対象と...



ヨーヨー、上手に釣れるかなしたゲームと抽選会を柱にイベントを企画して開催し、今年度で復活3年目です。規模は大幅な縮小となりましたが、予算の許す範囲で継続していきたいと思ひます。 さがみ野第一自治会 会長 國枝淑夫

自治会への加入などは、問い合わせ先へお問い合わせください。

問合せ 自治会総連合会事務局 ☎(FAX)046(252)8751

HP https://shijiren-zama.com/

担当 市民協働課 ☎046(252)7966 (FAX)046(255)3550



安全・環境

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

燃やすごみの量

6月の実績

家庭から排出された燃やすごみの量です。1人につき1日おにぎり1個分の減量を目指しましょう。

Table with 3 columns: Year, Disposal Volume, Change from Previous Year. Data for Heisei 6 and 5 years.

年間963トンの削減目標まで、あと950トンです。

担当 ゼロカーボン推進課 ☎046(252)7985 (FAX)046(255)3550

水難事故のない夏を

夏は多くの水難事故が起こる季節です。河川で水難事故にあった時、または発見した時は速やかに119番通報しましょう。

- 事故を目撃したときは、大声で周りに知らせ、助けを求めろ
● 119番通報をする時は、現場の状況をできるだけ詳しく伝える
● 水難事故発生場所の目標となるものがあれば正確に伝える

水難事故が発生したときのために

市消防本部では、救助用ゴムボートや水難救助資機材を使用した訓練を重ね、素早く適切な救助活動が行える様に万全の準備をしています。



また、相模川堤防沿いにアルファベットA~E標記の看板を通報の際、目印になるように設置してあります。水辺では安全を心掛けましょう。

担当 消防管理課 ☎046(256)2214 (FAX)046(256)2215

みんなで学ぼう 手話単語

令和7年に、耳が聞こえない方のオリンピックである東京デフリンピックが開催されます。今回は災害時に使える手話単語を学んでみましょう。

警報が鳴っています



逃げて



担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 (FAX)046(252)7043

にげて

お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

物価高騰対応生活支援特別給付金

同給付金の対象と思われる世帯の世帯主に対し7月中に通知書(申請不要)または「支給要件確認書(申請必要)」を送付します。同確認書を受け取った方は下記を確認の上、必要書類の提出をお願いします。また、条件を満たす世帯の方で同確認書が届かない方は問い合わせ先へお問い合わせください。

条件 次の全てを満たす世帯

- 令和6年6月3日時点で座間市の住民基本台帳に記録されている
● 世帯全員の令和6年度分の住民税所得割が非課税である
● 令和5年度に同様の給付金の支給対象となっていない
● 住民税の申告が済んでおらず、課税相当の収入がある方が世帯の中にいない
● 世帯全員が、住民税均等割が課税されている他の親族などの扶養を受けていない

給付額 1世帯当たり10万円(18歳未満の子どもがいる世帯については、子ども1人当たり5万円を加算)

必要書類 ● 必要事項を記入した確認書

- 受取口座を確認できる書類の写し(通帳、キャッシュカードなど)
● 口座名義人の氏名・住所が確認できる書類の写し(マイナンバーカード(個人番号カード)、運転免許証、保険証など)

※個々の事情によって別途必要書類の提出をお願いする場合があります。

受給方法 10月31日(木)までに必要書類を〒252-8566座間市役所地域福祉課給付金担当宛てに郵送(必着)

問合せ 座間市給付金コールセンター ☎0120(207)191(土曜・日曜日、祝・休日を除く。8:30~17:15受け付け)

DV(配偶者からの暴力)を理由に座間市から避難されている方

今お住まいの市区町村に住民票を移すことができない方は、所定の手続きをすることで、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。詳しくは、問い合わせ先へお問い合わせください。

担当 地域福祉課 ☎046(255)8820 (FAX)046(255)3550

児童手当の制度改正(10月分(12月支給分)より)

改正内容

Table with 3 columns: Correction Point, Current (up to Sept), After (from Oct). Rows include payment对象, income limit, allowance amount, and payment frequency.

手続きが不要な方

- 一定の所得以上で特例給付を受けている方
● 現行において、支給要件児童として認定されている15歳年度末の翌日以降18歳年度末までの児童(以下、高校生年代の児童)と中学生以下の児童を養育している方
● 現行において、多子加算を受けている方で下記⑥以外の方
● 新たに多子加算を受けることとなる方で下記⑥以外の方

新たに手続きが必要な方・必要な手続き

- 下記①②に該当すると思われる方へ、7月下旬に案内を送付します。手続方法にしたがって申請してください。
①改正前の所得限度額超過により特例給付の支給対象外の方
②中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方
● 下記③~⑥に該当する方は、認定申請または額改定申請が必要です。申請方法など詳しくは市ホームページをご確認ください。
③新たに施設入所等児童となる方がいる場合
④既に施設等受給資格者である方で、高校生年代の児童がいる方
⑤支給要件児童として認定されていない高校生年代の児童と、支給要件児童として認定されている中学生以下の児童を養育している方
⑥新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末以降22歳年度末までの子がいる方



市ホームページ

担当 子育て支援課 ☎046(252)7201 (FAX)046(255)5080

座間市役所 〒252-8566 神奈川県座間市緑ヶ丘一丁目1番1号(郵便物は、郵便番号と「座間市役所+課名」を記入することで届きます)

● 開庁時間 月曜~金曜日(祝・休日と年末年始を除く)8:30~17:15(第2・第4土曜日の午前中は一部業務を実施)